

第3章 施策の内容

基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
子育てしやすいまちと思う人の割合	75.0% (令和元年度)	80.0%
待機児童数	54人 (令和元年度)	0人

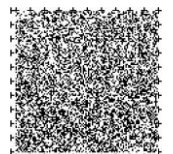
■ 施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

子どもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。
新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。
産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。
産婦健康診査事業	産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。
妊娠期・出産後の健康教育・相談	妊娠中に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためのマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。
エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。

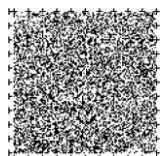


(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況や子どもの成長段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組めます。また、こども子育てサポートセンターを充実し、利用者が身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。
地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者を対象に、赤ちゃんへの語りかけの大切さを伝え、絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントなどを行い、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりを行う。
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する（ショートステイ、トワイライトステイ）。
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が実施する事業費の一部を構成市として負担することにより、久留米広域小児救急センターを開設し、夜間の小児初期救急診療を実施する。

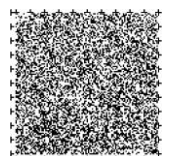


(3) 教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化など社会環境や制度の変化に対応し、保育所や幼稚園、認定こども園等の需要に対する必要な供給量を確保します。供給量の確保にあたっては、受入体制の充実や保育士人材の確保など実効性のある待機児童対策にさらに取り組むとともに、質の高い教育・保育の取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
私立保育所等施設整備事業	教育・保育ニーズに対応する必要な受け皿の確保と保育施設の環境改善を図るための、保育所や認定こども園の増改築等に対し、その経費の一部を助成する。
待機児童対策事業 (送迎保育ステーション)	送迎保育ステーションを市中心部に設置し、空き定員のある保育施設へバスで送迎する保育サービスを充実し、市中心部に偏る保育ニーズの分散を図る。
待機児童対策事業 (人材確保)	保育士等の処遇改善を進めるほか、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介や、保育士への就職支援及び保育所等の人材確保に対する助成を行い、保育士確保に取り組む。
延長保育事業	保育所・認定こども園において、通常の開所時間(11時間)を超えて子どもの預かりを行い、保護者の就労等の支援を行う。
一時預かり事業 (再掲)	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が必要な場合に児童を預かる休日保育実施保育所等を支援する。
障害児保育の推進	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
幼保小連携の推進	保育所、幼稚園、認定こども園といった就学前に通う施設と小学校の連携強化に努め、合同研修会の開催や各校区の取組をブロック単位で共有化するなど、保育教育の一貫性を目指してより効果的な取組を進める。
保育所・認定こども園職員研修事業	教育・保育施設の職員を対象とする研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。

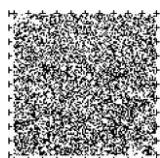


(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設等の利用者へ利用料の給付を行う。
補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。
児童手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。
子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に対し、手当を支給する。
重度障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。
奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対し久留米市奨学金を給付する。
みなし寡婦（夫）控除	未婚で18歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の寡婦（夫）控除等が適用されるものとみなして、利用料の軽減等を行う。
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。



基本目標2 子ども・子育てを支え合う地域づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	40.8% (令和元年度)	50.0%
子育て中の人が地域で交流できる場の数	42か所 (令和元年度)	58か所

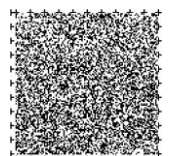
■ 施策の方向性

(1) 地域で子育てを支え合う活動の促進

地域での子ども・子育てを支え合う活動の促進を図るとともに、地域や市民団体等と連携・協働した取組を進めます。また、様々な地域資源と子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てができる環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子育て促進事業	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。
すくすく子育て21事業	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。
子育て世代包括支援事業(再掲)	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。



(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

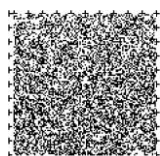
子育て中の保護者が交流できる場の提供や、子育て当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域における子育て家庭や子どもの居場所づくりなどに取り組み、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぎます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
地域子育て促進事業（再掲）	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
すくすく子育て21事業（再掲）	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。
子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。
子どもの体験活動	子ども会活動や各コミュニティセンター等で実施されるチャレンジ子ども土曜塾の支援、生涯学習センターでの体験教室の開催など、小学生や中学生を対象とした体験活動を促進する。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点的設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。

(3) 子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。



【主な事業】

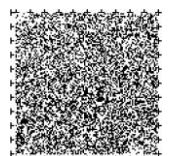
事業名	事業概要
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）	子育て中の人などが安心して働けるような、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰する。
子育て中の人のごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、子育て中の人に就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行う。
ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援する取組を行う。
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	仕事と家庭生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。
両立支援などに関する広報・啓発	事業所訪問や広報誌などで両立支援や男性の育休取得などに関する広報・啓発を行う。

（４）結婚や子育てに関する啓発の強化

子ども・子育て支援は社会全体で関わる必要があり、情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業	仕事や結婚・子育てなどライフプランを考える機会を提供するとともに、企業等の結婚・子育てに対する理解を促し、結婚や子育ての希望が実現できる環境整備を行う。
子育て支援啓発事業	ホームページやSNSの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録して情報提供し、乳幼児とその保護者が外出しやすい環境をつくとともに、社会全体で支援する意識の醸成を図る。



基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
自分にはよいところがあると思う 児童生徒の割合	(小学6年生) ▲3.8% (中学3年生) ▲6.3% 全国(小): 81.2% (中): 74.1% (令和元年度)	小中学校ともに 全国平均以上
子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% (平成29年度)	19.6%

※生活困難世帯…低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如のいずれかに該当する世帯

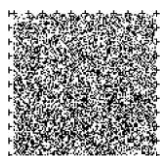
■ 施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かい配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中と修了後に給付金を支給する。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸し付け、一定期間後に、主に月賦で償還を受ける。
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。
母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。



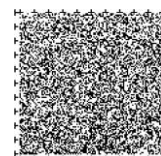
事業名	事業概要
ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦を保健師や多胎児育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスをを行うとともに、多胎児育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。
子ども発達支援センター機能整備	発達面で支援が必要な乳幼児を対象に、発達を促すための療育や個別の訓練を行うとともに、必要としている人が支援を受けることができるような相談・療育・訓練の体制を充実する。
障害福祉サービス	障害のある児童の入浴や排泄の介護を行う「居宅介護」、介護を行う家族の疾病等により一時的に自宅介護が困難になった場合の「短期入所」などのサービスを実施する。
障害児通所支援事業	障害のある児童の生活能力の向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」や「児童発達支援事業」などを実施する。
障害児保育の推進（再掲）	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受け入れを推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
外国人の相談支援	必要な妊婦に対し外国語版の母子健康手帳の配布を行うとともに、言語や文化に配慮した相談支援の取組を進める。
外国人等児童生徒サポート事業	日本語理解が困難な児童生徒が在籍する小・中学校にサポートスタッフを配置し、学校生活適応のための支援を行う。

（2）子どもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。



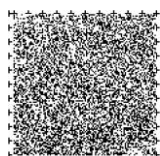
事業名	事業概要
子ども食堂事業 (再掲)	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 (再掲)	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。
子どもの体験の機会の提供	市や民間団体などが実施する様々な子どもの体験活動事業について、家庭環境に関係なく参加・体験できるしくみをつくる。

(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困り感に関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
養育環境改善家事援助事業	子どもの養育環境が不適切な家庭に対し、家事援助者を派遣し、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
子育て世代包括支援事業(再掲)	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。
地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
エンゼル支援訪問事業(再掲)	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。



(4) 困りごとを抱える子どもへの支援

関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。また、悩みや困りごとを抱える子どもの相談対応や子どもを取り巻く環境の改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子ども自身への相談対応	こども子育てサポートセンターにおいて、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する電話相談「結らいん」を設置するとともに、児童の困りごとへの相談支援を行う。
非行を生まない社会づくり事業	関係機関や団体と連携し、子どもの安全、非行防止、立ち直り支援についての取組を行い、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けた支援を行う。
不登校児童対策事業	「らるご久留米」での学習指導や体験活動、臨床心理士によるカウンセリングを通じ、自信の回復を図り、学校復帰を支援する。
小中学校不登校対応総合推進事業	不登校問題の解消を図るために、小学校に生徒指導サポーター、全ての中学校に適応指導教室助手を配置し、きめ細かな支援を行う。
子どものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めてもよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。

